



原子力災害への実効性ある多重防護体制の構築

- 万一の原子力発電所の事故に備え、オンサイトの安全対策のみならずオフサイトの防災対策についても国が責任を持ち、法的枠組みを構築して、実効性ある多重防護体制を確立されたい。

1. 提案・要望内容 【提案・要望先】内閣官房、内閣府、経済産業省、原子力規制委員会

(1) 緊急時対応の実効性の向上

- 国のリーダーシップのもと、関係自治体、実動組織等との広域的な連携による実践的な訓練の実施および実効性の検証

(2) 原子力防災対策への支援

- 緊急事態応急対策が長期に渡った場合も含め、屋内退避と社会活動維持の実効性確保に向けた具体的な措置の構築
- 自治体が地域の特性を踏まえて住民の安全・安心のために実施する対策について、人件費やUPZ 外の取組経費も含め、適切な財源措置の仕組みの構築
- 本来、武力攻撃による原子力災害はあってはならないが、万一発生した際の、県への指示・伝達体制の検証と、事態進展に応じた防護措置内容の明確化

(3) 再稼働等に係る手続や原子力安全協定の法定化・ルール化

- 地域や自治体と原子力事業者との関係により変わる不明確なものではなく、対象となる区域および内容等の法定化・ルール化

2. 提案・要望の理由

- 滋賀県に隣接する福井県で40年超の運転期間延長認可の上での原子力発電所の再稼働が進められ、また、海外における原子力発電所への攻撃などにより、県民に原子力発電所の安全性に対する根強い不安があり、多重防護体制の構築が不可欠。
- 「美浜地域の緊急時対応」に基づく3県・内閣府合同訓練を実施したが、公共交通機関等を交えた広域的な交通調整や実動組織等による広域支援の訓練と検証が必要。
- 屋内退避に関し、UPZ境界をまたぐ通勤・通学者への対応やUPZ内企業の事業継続方針が必要。また、医療、介護等社会活動維持への国民的理解、長期化に伴う食料の不足等への対応方針に加え、屋内退避の解除または避難指示への切替基準が必要。
- これまで実施してきた防災対策や新たに示された甲状腺被ばく線量モニタリングの実施等について、住民の安全のみならず安心につながる仕組みの構築と対応する人員や必要経費への財政的な支援が必要。

(本県の取組状況と課題)



①3県・内閣府の合同訓練
(R3. 10. 29)



②住民参加による訓練 (R3. 11. 20)



③放射線実験教室 (R3. 7. 31)

1 本県の取組状況

(1) 原子力防災訓練の実施 (令和3年度)

- ・各要素に分けそれぞれの場面において訓練を実施
 1. 3県・内閣府の合同による災害対策本部等運営訓練(R3. 10. 29) (写真①)
 2. 住民参加による屋内退避・避難等の実動訓練(福井県：R3. 10. 30、岐阜県：R3. 11. 28、滋賀県：R3. 11. 20) (写真②)
 3. 本部事務局・緊急時モニタリング訓練(R3. 10. 14、15)

(2) 原子力防災対策の推進

- ・資機材整備(測定器約1,100点、資機材管理システム登録約9,000点)
- ・専門職員(原子力職)の採用(H25～)
- ・滋賀県原子力防災専門会議による助言
- ・県BCPセミナーで原子力防災対策を講義
- ・県全域でリスクコミュニケーション推進(写真③)

(3) 原子力事業者との情報共有体制強化

- ・県内全市町で構成する原子力安全対策連絡協議会で事業者の安全確保対策を共有
- ・県地域防災計画に原子力事業者との連携体制等を明記

2 課題

- (1) 自衛隊等の実動組織や高速道路会社等との広域的な連携や調整を踏まえた訓練の実施
- (2) 屋内退避準備段階や指示下での住民輸送、医療・介護、生活必需品の供給体制の検証
原子力防災対策の見直しにより、配備する資機材の増加とそれに伴う維持管理・マニュアル作成等の業務・必要経費の増大
- (3) 原子力発電所の再稼働手続や安全協定の内容等が地域により異なり不明確

担当：知事公室防災危機管理局原子力防災室
TEL 077-528-3445